

衆議院内閣委員会ニュース

【第203回国会】令和3年1月13日（水）、第8回の委員会が開かれました。（閉会中審査）

1 内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件

・西村国務大臣、坂井内閣官房副長官、赤澤内閣府副大臣、伊藤財務副大臣、山本厚生労働副大臣、こやり厚生労働大臣政務官、宗清経済産業大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 尾身茂君

（質疑者）牧原秀樹君（自民）、濱村進君（公明）、今井雅人君（立民）、柚木道義君（立民）、後藤祐一君（立民）、塩川鉄也君（共産）、玉木雄一郎君（国民）、足立康史君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

牧原秀樹君（自民）

新型コロナウイルス感染症対策

- ア 緊急事態宣言発出の時期が遅い、対象区域が狭いと指摘に対する政府の見解
- イ 入国を全面的に停止する必要性
- ウ 緊急事態宣言発出により影響を受ける事業者への補償の拡大の必要性

濱村進君（公明）

新型コロナウイルス感染症対策

- ア 各国と比較した現在の日本の感染状況に対する政府の認識
- イ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき設置される臨時の医療施設の開設時期について、緊急事態宣言期間中に限らず開設を可能にし、病床を確保する必要性
- ウ 都道府県に交付されている新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、機動的かつ緊急的な対応を行うため、政令指定都市に直接交付する必要性

今井雅人君（立民）

（1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）

- ア 本日、京都府、大阪府、兵庫県、愛知県、岐阜県、福岡県及び栃木県に緊急事態宣言が発出されるとの報道に対する政府の見解
- イ 緊急事態宣言が発出される都府県以外にも感染状況のステージ判断の指標が悪化している県があるとの指摘を踏まえた全国的な感染状況に対する尾身参考人の見解
- ウ 地方公共団体から緊急事態宣言の発出を要請されて国がそれを追認するのではなく、国が主体的に緊急事態宣言の発出の判断を行う必要性
- エ 陽性であるにもかかわらず入院できない患者が増加していた昨年12月時点で、必要な対策を講じていれば、今般の爆発的な感染拡大を防ぐことができた可能性

（2）特措法の改正

- ア 政府は、新型コロナウイルス感染症が終息した後に特措法の改正を行うと答弁していたにもかかわらず、次期通常国会で特措法改正案を提出する方針に転換した理由
- イ 昨年、特措法を改正していれば、今般の緊急事態宣言において、実効性の高い対策を講じることができた可能性

ウ 政府が要請している飲食店の営業時間短縮、夜間の外出自粛、テレワークの推進等を講じれば、1か月で感染拡大を収束させることができる見通しの確認

柚木道義君（立民）

- (1) 緊急事態宣言下における入国管理
 - ア 直ちにビジネストラックも含め全面的に入国を一時停止する必要性
 - イ 全世界からの入国の一時停止も選択肢に入れて検討していることを明確にする必要性
- (2) 緊急事態宣言に伴う飲食店の時間短縮営業等により影響を受けた中小事業者等に対する一時金について、支給額の増額及び支給要件の緩和を行う必要性
- (3) 政府が提出予定の特措法の改正案において、事業者に対する補償については努力義務とするにもかかわらず罰金を規定することの妥当性
- (4) 生活保護申請において、家族への扶養照会及び自動車の保有に関する弾力的運用を徹底する必要性
- (5) 年度末までにひとり親世帯臨時特別給付金の3度目の支給を行うかの確認
- (6) (5)によるひとり親支援、都道府県のナースセンターに対する支援の拡充及び新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等への慰労金交付を行うための令和2年度第3次補正予算の組替の必要性

後藤祐一君（立民）

- (1) 緊急事態宣言の対象となる都道府県
 - ア 1都3県への発出の際に、より多くの道府県を対象にすべきとする議論の有無に関する尾身参考人の見解
 - イ 今後、更に対象を拡大する場合、その直前の状況をよく見て早目かつ広目に判断する必要性
- (2) 政府が提出予定の特措法改正案において、立入検査規定、事業者に対する支援規定、緊急事態宣言前における臨時の医療施設の開設に係る規定、宿泊療養や自宅療養に法的根拠を持たせること等が盛り込まれるかの確認
- (3) 菅内閣総理大臣による記者会見
 - ア 1月7日に行った記者会見における「20時以降不要不急の外出自粛」との発言は間違っていたかの確認
 - イ 本日予定されている記者会見において、24時間の外出自粛を求めることを明確に示す必要性
- (4) 緊急事態宣言下における外出自粛及び営業時間短縮要請の対象
 - ア 外出自粛要請の対象外の事項として、「外で行う仕事」及び「外で人と会う仕事」は含まれるかの確認
 - イ 「外で行う仕事」及び「人と会う仕事」並びにエッセンシャルワークが外出自粛要請の対象となるか否かについて「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）に記載する必要性
 - ウ 緊急事態宣言が発出されることとなる11都府県及び47都道府県における営業時間短縮要請の対象となり得る飲食店数
 - エ ウの店舗の営業時間短縮要請の順守状況を確認する方法
- (5) 特措法
 - ア 同法第45条第4項に基づく公表の趣旨
 - イ アの項の「公表しなければならない」との規定を公表することができると改める必要性
- (6) 緊急事態宣言に伴う飲食店に関連する中小事業者に対する一時金
 - ア 支給要件である「飲食店と直接・間接の取引があること」及び「不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響」の意味
 - イ 売上高が対前年同期比50%以上減となる事業者とするなどその対象を明確にする必要性

(7) PCR検査を行う機関の人員に対する支援策を講じる必要性

塩川鉄也君（共産）

緊急事態宣言

- ア 緊急事態宣言が発出されている1都3県における感染状況のステージⅢという判断の有無
- イ ステージⅢの判断を都道府県知事が行わない状況が続いたことの是非
- ウ ステージⅢの判断を1都3県の知事が行ったかの確認
- エ 1都3県の知事がステージⅢの対策が必要な地域との判断をしないまま施策を進めてきた状況に対する政府の見解
- オ 新型コロナウイルス感染症対策実施の準拠となるべき統一的指針が基本的対処方針であり、地方自治体も同方針に基づき対策を実施する取扱いであることの確認
- カ 基本的対処方針が7か月以上も改定されなかったことは準拠すべき方針として粗末な取扱いであるとの意見に対する見解
- キ 基本的対処方針を状況の変遷に応じて機動的に定めることを政府が放置してきたことが問題であるとの意見に対する見解
- ク 政府は緊急事態宣言の発出へ至らないようにするための統一的な指針を示すことを怠ってきたとの意見に対する見解
- ケ 専門家の提言を基本的対処方針に盛り込まなかったことは科学的知見を国として軽視していたとの意見に対する見解

玉木雄一郎君（国民）

- (1) 新型コロナウイルス感染症における水際対策
 - ア 緊急事態宣言の期間中、ビジネストラックを含め全面的に全世界からの入国を停止する必要性
 - イ 海外からの帰国、入国者への14日間の指定場所での待機、公共交通機関の利用制限及び新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールを義務化する法改正の必要性
 - ウ 入国後の追跡の実効性を担保するソフトウェアの開発又はCOCOAの見直しの必要性
 - エ COCOAが機能していることの確認及び機能していることの把握方法
- (2) 緊急事態宣言発出による事業者への支援策
 - ア 雇用調整助成金の特例措置の期間延長の決定時期
 - イ 持続化給付金及び家賃支援給付金の各制度の延長の有無
 - ウ 飲食店の時短営業等の措置の影響を受ける中堅・中小事業者に対する支援制度の申請開始時期及び支援金給付時期
 - エ 特措法の改正法の施行時期及び特措法改正により財政支援が拡充される可能性の有無
- (3) 病床等の確保
 - ア 特措法第31条又は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）第16条の2に基づき医療等の実施の要請が行われたことがあるかの確認
 - イ 特措法第62条の実費弁償規定の運用を柔軟化する見直しの必要性
- (4) 特措法の改正法に差別の防止を盛り込む必要性

足立康史君（維新）

- (1) 緊急事態宣言
 - ア 新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大は季節性によるものであり時期が来れば終息するという考え方に対する尾身参考人の見解

- イ 感染拡大の第三波はどのステージまで抑制すべきかについての尾身参考人の見解
- (2) 医療機関に対する協力要請等の法定化
 - ア 「都道府県知事は新型コロナ対応のために医師や看護師への従事要請や指示（命令）が可能、従わなければ氏名公表もできる」趣旨の感染症法上の規定の有無
 - イ 特措法第33条の指定公共機関に個別の医療機関を指定することを想定していないことの確認
 - ウ 特措法第31条の要請及び指示の対象に医療機関を追加する必要性
 - エ ウの改正に加え、医療機関の経営保障及び損失補填の法定化並びに緊急事態の際に専門外の医師が感染症に携わる際の医療の免責の法定化を検討する必要性